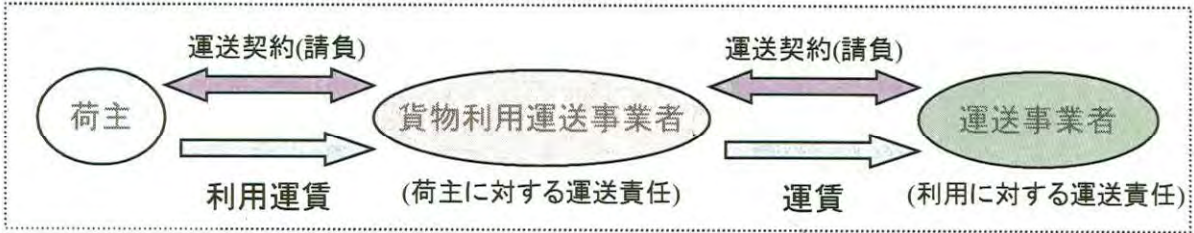


貨物利用運送事業の事業類型

貨物利用運送事業

○運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業

(利用運送の概念)



第一種貨物利用運送事業

○第二種貨物利用運送事業以外の貨物利用運送事業

○利用する実運送機関：海運・航空・鉄道・貨物自動車

登録



第二種貨物利用運送事業

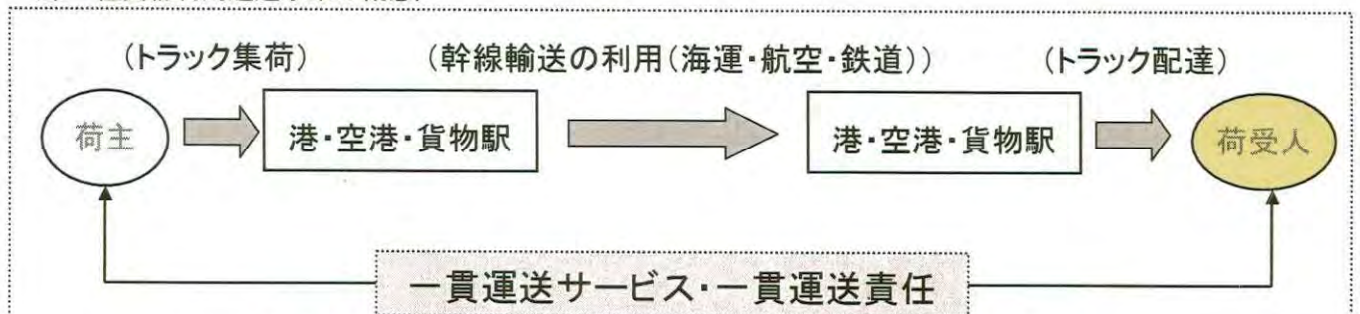
○海運、鉄道又は航空の利用運送及びこれに先行・後続するトラック集配により、荷主に対し一貫サービスを提供する事業

○利用する運送機関：海運(利用海運+トラック集配)
 航空(利用航空+トラック集配)
 鉄道(利用鉄道+トラック集配)

許可



(第二種貨物利用運送事業の概念)



○第二種貨物利用運送事業者が、荷主に対し、集荷・幹線輸送・配達までの一貫運送責任を負って、戸口から戸口までの一貫運送サービスを提供